

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第101号	条例名	静岡市篤志奨学基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年4月1日	
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課			
条例の概要	篤志家からの寄付金による奨学資金を、修学困難な学生又は生徒に対し、教育奨励費として給付するため、基金の額、管理、運用益金の処理等の必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篤志家からの寄附金を原資として、教育基本法第4条第3項に定める「奨学の措置」を講じるものである。</li> <li>・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。</li> <li>・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。</li> <li>・外部コスト：発生していない。</li> </ul>	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第73号	条例名	静岡市スポーツ施設建設基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	スポーツ振興課			
条例の概要	スポーツ施設の建設費の財源を積み立てる「スポーツ施設建設基金」を設置するもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	・地方自治法第241条第8項の規定によ り、基金の管理及び処分に関し必要な事項 は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施す ることができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処 分の方法によっているため、過大なコスト は生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で 適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実 かつ効率的な運用を図るものであるから、 市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内 容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なもの といえ、運用においても特段の不都合は生じていな いことから、現時点で改正又は廃止の必要が認めら れないため。			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第74号	条例名	静岡市スポーツ振興基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	スポーツ振興課			
条例の概要	スポーツの振興を目的とする事業を推進するための経費の財源に充てる「スポーツ振興基金」を設置するもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。 令和2年度から「しぞ〜かふるさと応援寄附金」に係る寄附金収入を積み立てし、特定の事業に活用している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第85号	条例名	静岡市興津川保全基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	環境共生課			
条例の概要	興津川の水質及び流量並びに自然景観の保全を目的に、必要な事業費の財源として基金を設置し、その積立・管理・運用・使用方法などを定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月28日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第76号	条例名	静岡市福祉事業振興基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名		保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課			
条例の概要	財団法人神谷家積善会からの寄附金の趣旨に沿い、福祉事業の振興に寄与するための経費の財源に充てるため設置された当該基金の管理運用について定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。				

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月28日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第79号	条例名	後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日			
所管課名	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課				
条例の概要	市民の福祉及び教育活動を奨励する事業に要する経費の財源に充てるため、設置された当該基金の管理運用について定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。		これまで、条例に照らし合わせ、基金を取り崩し目的にあった事業を行ってきた。令和7年度基金の残額が約70万程度となり、すべて取り崩し当該基金の記念冊子を作成することで、条例も廃止する予定。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
廃止	令和7年度中に基金の目的に合わせた事業（記念冊子の作成）を行うために、基金をすべて取り崩す。その後、基金条例も廃止する予定		令和7年度中に作成する記念冊子は、教育奨励のため各区の小学校を中心に配布していく予定。		

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月22日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第78号	条例名	静岡市高齢者在宅福祉基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名		高齢者福祉課			
条例の概要	篤志家からの寄附金を高齢者の在宅福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるために設置した基金に関して必要な事項を定めたもの。				
評価					
基準	評価結果	対応		備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。 ・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。				

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月14日
条例番号	平成15年静岡市条例 第69号	条例名	静岡市介護給付費等準備基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	介護保険課			
条例の概要	市の介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図ることを目的に、徴収した保険料よりも、それに対して市が支出した介護サービス費用の方が少なく、剰余金が発生した場合に、当該剰余金を年度を超えて活用するために設置するもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法施行令第38条第2項に基づき、介護サービス費用の見込量から介護保険料を3年毎に設定している。剰余金が発生する場合もあれば、徴収した保険料が不足する場合もあり、これらの過不足が発生したときでも、市の介護保険事業の健全かつ円滑な運営を行うためには、基金を設置しておく必要がある。</li> <li>地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度基金への積み立て又は取り崩しは発生しており、特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。</li> <li>外部コスト：発生していない。</li> </ul>	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第168号	条例名	と畜場法施行令第1条第11号に規定する一般と畜場の構造設備の基準を定める条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	制定時から改正なし	
所管課名	食品衛生課			
条例の概要	本条例は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第5条第1項の規定による許可に係る一般と畜場の構造設備の基準を定めると畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第1条第11号の規定に基づいて、本市のと畜場における衛生的かつ適正な処理の確保を目的として、一般と畜場の構造設備の基準を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の衛生的かつ適正な処理を確保し、市民の健康の保護のために必要な基準を定めるものである。</li> <li>と畜場法施行令第11条第1号の規定により、市が一般と畜場の構造設備に関する基準を定めるときは条例による必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により具体的な構造設備の基準を定めることで、衛生的な処理が確保されるため、有効である。</li> <li>条例制定時から改正が行われていないが、と畜場で行われる作業に大きな変化はなく、基準は現在も有効である（構造設備の基準を主に定めていると畜場法施行令も平成15年以降改正が行われていない）。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：基準への適合について、事業者には過大な負担は生じていない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> <li>関連法令との整合も取れており、問題となる規定は無い。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生の見地から一般と畜場の構造設備の基準を定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市ごとに実情を踏まえた独自の基準となっており、他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜場法施行令第11条第1号の規定に基づいて、市が一般と畜場の構造設備に関する基準を定めるものであり、引き続き適切な規制を行い、市民の健康を保護していく必要性に変わりはない。</li> <li>構造設備の基準に改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第82号	条例名	静岡市立清水病院医療振興整備基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	静岡市立清水病院 病院経営企画課			
条例の概要	静岡市立清水病院における医療設備、機器の整備及び環境美化並びにその他の医療振興資金の財源に充てるため、静岡市立清水病院医療振興整備基金（以下「基金」という。）を設置するもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

条例点検票

			作成年月日	令和7年7月31日
条例番号	平成15年静岡市条例 第99号	条例名	静岡市青少年国際親善交流基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	こども若者応援課			
条例の概要	角田チヨ夫人からの寄附金の趣旨に沿い、青少年による国際親善交流の発展に寄与するため、静岡市青少年国際親善交流基金を設置したものの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。 ・毎年一定の歳入があり、特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

条例点検票

			作成年月日	令和7年7月29日
条例番号	平成15年静岡市条例 第86号	条例名	静岡市産業振興基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	産業振興課			
条例の概要	産業の振興を目的とする事業の推進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置し、必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。 ・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月28日	
条例番号	平成15年静岡市条例第90号	条例名	静岡市中央卸売市場施設整備基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名		中央卸売市場			
条例の概要	静岡市中央卸売市場施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金として積み立てることに必要な事項を定めたもの。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。				

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年9月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第87号	条例名	静岡市清水漁業振興基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	静岡市経済局農政部水産振興課			
条例の概要	平成9年に県の港湾計画で当時の清水市漁協が漁業権の一部を放棄することとなったが、これに伴う企業からの協力金を基金とし、合併前の清水市の区域における漁業振興を図るための事業に要する経費の財源に充てることを目的に制定された。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。 ・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

条例点検票

			作成年月日	令和7年9月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第210号	条例名	静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	静岡市経済局農政部水産振興課			
条例の概要	本条例は、本市が施行する漁港荷さばき所建設事業に要する経費に充てることを目的として、地方自治法第224条の規定に基づき、当該事業により特に利益を受ける漁業協同組合から徴収する分担金に関して必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第224条の規定により、分担金を徴収に関しては条例による必要がある。</li> <li>現在徴収している分担金はないが、今後漁港荷さばき所を建設又は改修する見込みがあることから、分担金の徴収のために本条例は必要である。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により分担金の徴収方法について定めることで、負担金の適切な賦課徴収が確保されることから、有効である。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：負担はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の分担金に関する条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担金の賦課徴収について定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市における分担金に関する条例と比較しても、規定内容に過不足等はない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第224条に基づいて、漁港荷さばき所建設事業による受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を定めるものであり、今後も漁港荷さばき所を建設する見込みがあることから、引き続き分担金を徴収する必要性に変わりはない。</li> <li>分担金の徴収にあたり追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月30日
条例番号	平成15年静岡市 条例第84号	条例名	静岡市森林環境基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	環境局 森林経営管理課			
条例の概要	競輪事業と電気事業の収入の一部を、森林が有する環境に対する公益的機能の維持及び増進をし、貴重な自然環境の保全と創造を推進するとともに、これらの活動への市民参加を促進することにより、健康で文化的な市民生活の確保を目的とした事業に要する経費の財源に充てることを定めたもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	・基金を設けることにより、寄附を受けた現金が確実に条例上の目的に充てられることが担保されるため、寄附者が安心して寄附を行うことができる。 ・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月22日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第91号	条例名	静岡市都市整備基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名		都市計画課			
条例の概要	都市整備事業の推進に要する経費の財源に充てるための基金を設置するもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例ほど うか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。				

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月10日
条例番号	平成15年静岡市条例 第218号	条例名	静岡市開発審査会条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年4月1日	
所管課名	開発審査課			
条例の概要	都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第1項において、審査請求に対する裁決その他の事項を行わせるため、都道府県及び指定都市に開発審査会を置くことが規定されている。本条例は、都市計画法第78条第8項に基づき本市における静岡市開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・都市計画法第78条第1項の規定により、指定都市である本市において開発審査会を設置する必要がある。 ・都市計画法第78条第8項の規定により、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるときは、条例による必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・個別に付議すべき事項がある場合には、会議を開催していることから、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：委員への報酬を適切に支出している。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。 ・関連法令との整合も取れており、問題となる規定はない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・公共の福祉に関し公正な判断をすることが開発審査会の役割であり、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他市における条例と比較しても、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・都市計画法第78条第8項の規定に基づいて、本市における静岡市開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、引き続き開発審査会を運営していく必要性に変わりはない。 ・改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。 ・以上のことから、現行どおりとする。			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第354号	条例名	静岡市井川財産区議会設置条例	
制定年月日	平成15年12月26日	最終改正年月日	平成28年6月19日	
所管課名	井川支所			
条例の概要	本条例は、井川財産区における財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止について、財産区構成員である区域内の住民の意思を反映することを目的として、財産区に議会を設置することを定めた条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第295条の規定に基づき、財産区における財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止について区域内の住民の意思を反映するためには、条例により財産区の議会を設けることが必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・財産区区域内の住民が選出した議員が井川財産区議会において議決すべき事項を議決することにより、財産区構成員の意思が反映されているため、有効である。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：選挙に要する費用は、区域内の住民の意思を反映するために必要である。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・財産区に議会を設置するものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	現行どおり		
キ その他	・議員の担い手不足が問題となっており、適切な議員定数の設定について次期選挙（令和11年）までに検討する見込みである。			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第295条の規定に基づき、井川財産区における財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止について、引き続き財産区構成員である区域内の住民の意思を反映するためには、条例により財産区の議会を設けることが必要である。</li> <li>・課題については、他市の事例等を踏まえて検討を進めていく。</li> <li>・以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月10日
条例番号	平成15年静岡市条例 第159号	条例名	静岡市母子療育訓練センター条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年7月12日	
所管課名	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課			
条例の概要	本条例は、身体障害又は知的障害のある未就学の児童に対し、早期療育を行うことを目的として静岡市母子療育訓練センターを設置するものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・本市においては、障害認定に至らないまでも支援が必要な児童やその保護者が療育を受けられる場がないことから、対象者の要件を広く定めている静岡市母子療育訓練センターを設置する本条例は必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・本施設は、毎年200人程度の利用があり、利用満足度も毎年90%を超えていることから、障害のある未就学児の児童に対する早期療育の実施に寄与しているため、有効である。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：静岡市母子療育訓練センターの管理運営は指定管理により行っているが、指定管理業務及び指定管理料の見直しを適切に行っている。 外部コスト：利用者の負担はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・静岡市母子療育訓練センターを設置するものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とするものではない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他市の同様の条例と比較しても規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある未就学児の児童に対する早期療育を実施するため、母子療育訓練センターが必要であることに変わりはない。</li> <li>・改正すべき事項や追加すべき事項は見当たらない。</li> <li>・以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年10月31日
条例番号	平成27年静岡市条例 第115号	条例名	静岡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める 条例	
制定年月日	平成27年12月15日	最終改正年月日	平成29年4月1日	
所管課名	経済局産業基盤強化本部			
条例の概要	本条例は、本市の工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則に代えて、本市において適用すべき準則を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地が都市の環境づくりと整合して適切に行われるよう配慮されることで、良好な景観の形成及び市民の生活環境を保護するために必要な準則を定めるものである。</li> <li>工場立地法第4条の2第1項の規定により、市が製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を定めるときは、条例による必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により、敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合を準則で定めることで、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるために、有効である。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。</li> <li>外部コスト：基準への適合について、事業者に過大な負担は生じていない。</li> </ul>	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> <li>関連法令との整合も取れており、問題となる規定は無い。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全の見地から、工場立地法で規定する準則に代えて自治体独自に準則を定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市ごとに実情を踏まえた独自の基準となっており、他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要性は認められない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法第4条の2第1項の規定に基づいて、工場立地法第4条第1項の規定に代えて準則を定めるものであり、引き続き工場立地における適切な規制を行い、環境の保全を図る必要性に変わりはない。</li> <li>準則に改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第105号	条例名	静岡市自転車競走実施条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成29年4月1日	
所管課名	財政局財政部公営競技事務所			
条例の概要	本条例は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づいて行う自転車競走の実施に関して、必要な事項（開催日時、使用する競輪場、入場料、車券の発売、運営協議会及び競輪場内の秩序維持等の措置）を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・本条例は、本市が自転車競走を実施する際に、自転車競走法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）によるもののほかに必要な事項を定めるものである。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・自転車競走の円滑な実施に寄与していることから、有効である。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：負担はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。 ・関連法令との整合も取れており、問題となる規定はない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・自転車競走の実施に必要な事項を定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・引き続き自転車競走を実施するためには、自転車競走の実施に必要な事項を定める本条例は必要である。 ・改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。 ・以上のことから、現行どおりとする。			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月10日
条例番号	平成15年静岡市条例 第39号	条例名	静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成29年4月1日	
所管課名	職員厚生課			
条例の概要	本条例は、職員等（職員、特別職の職にある者及び臨時又は非常勤の一般職の職員）が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、職員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、見舞金の支給について必要な事項を規定する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するために、見舞金の支給について定めるものである。</li> <li>職員等が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法等の関連法令による補償の規定が無いことから、この条例は必要である。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により見舞金の支給を定めることで、見舞金の支給が担保され、職員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するために有効である。</li> <li>条例制定時から、死亡見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金の金額について改正が行われていないが、見舞金は物価高騰等の影響を受けるものではなく、現在の金額が適正である。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部コスト：事務は煩雑ではない。</li> <li>外部コスト：過大な負担は生じていない。</li> </ul>	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の福利厚生に関して定めるものであることから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の見舞金の支給に関して定めるものであり、引き続き見舞金を支給し、職員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する必要性に変わりはない。</li> <li>改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月22日
条例番号	平成15年静岡市条例 第161号	条例名	静岡市保健所設置条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年3月15日	
所管課名	保健所総務課			
条例の概要	本条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所の設置、保健所の名称、位置及び所管区域を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地域保健法第5条第1項の規定により、指定都市は保健所を設置する必要がある。 ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置に関する事項は条例による必要があることである。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・保健所の設置を条例で明示することで、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：負担はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例はない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・保健所を設置するものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・地域保健法第5条第1項に基づき、保健所の設置をするものであり、その必要性に変わりはない。 ・改正すべき事項や追加すべき事項も見当たらない。 ・以上のことから、現行どおりとする。			

## 条例点検票

		作成年月日		令和7年7月15日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第94号	条例名	静岡市都市緑化推進基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日		最終改正年月日		
所管課名	緑地政策課				
条例の概要	都市緑化を推進する資金の財源に充てるため基金を設置し、積立・管理・運用益金の処理・処分等について定めることにより、都市緑化を推進するもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。				

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月10日
条例番号	平成15年静岡市条例 第96号	条例名	静岡市営住宅管理基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	都市局建築部住宅政策課			
条例の概要	市営住宅の敷金の一部を積み立て敷金の還付に、市営住宅の家賃及び駐車場使用料の一部を積み立て市営住宅の入居者の共同の利便となる施設の建設又は管理に、及びこれらの積立金の運用から生ずる収益を市営住宅の入居者の共同の利便となる施設の建設又は管理に要する経費の財源に充てるため、静岡市営住宅管理基金を設置するもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・基金を設けることにより、入居者から預かった敷金を確実かつ有利な方法で保管し、条例上の目的に充てられることが担保される。 ・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。			

## 条例点検票

		作成年月日	令和7年7月22日
条例番号	平成15年静岡市条例 第89号	条例名	静岡市井川湖対岸交通施設基金条例
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日
所管課名		井川支所	
条例の概要		井川湖における対岸交通の円滑化を図るための基金の設置、管理、運用等に関することを定めるもの。	
評価			
基準	評価結果	対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第241条第8項の規定により、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例において定める必要がある。	現行どおり	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・特定の事業を継続的かつ安定的に実施することができる。	現行どおり	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・内部コスト：一般的な基金の管理及び処分の方法によっているため、過大なコストは生じていない。 ・外部コスト：発生していない。	現行どおり	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他都市の同様の条例について、訴訟等で適法性を否定された例は見当たらない。	現行どおり	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は特定の目的に応じて基金の確実かつ効率的な運用を図るものであるから、市民との協働に馴染まない。	現行どおり	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の同様の条例と比較して、規定内容に過不足等はない。	現行どおり	
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり	・基金条例の目的は現在も時勢に合った適当なものといえ、運用においても特段の不都合は生じていないことから、現時点で改正又は廃止の必要が認められないため。		

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月22日
条例番号	平成15年静岡市条例 第303号	条例名	静岡市井川財産区議会定例会条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	
所管課名		井川支所		
条例の概要		地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項の規定により準用する地方自治法第102条第2項の規定に基づき、静岡市井川財産区議会の定例会を毎年2回と定めるもの。		
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・地方自治法第296条第3項の規定により同法第102条第2項を準用することから、財産区の定例会の回数を定めるときは、条例による必要がある。		現行どおり	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・条例により、井川財産区の定例会の回数を定めることで適切に定例会の実施が確保されているため、有効である。		現行どおり	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：負担は生じていない。		現行どおり	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例について判例で適法性を否定された例は見当たらない。		現行どおり	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・井川財産区の定例会の回数を定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。		現行どおり	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要性は認められない。		現行どおり	
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第296条第3項の規定により準用する地方自治法第102条第2項の規定に基づいて、井川財産区の定例会の回数を定めるものであり、引き続き財産区の定例会を開催する必要性に変わりはない。</li> <li>・改正すべき事項や、追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>・以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

			作成年月日	令和7年7月22日
条例番号	平成15年静岡市条例 第305号	条例名	静岡市井川財産区特別会計条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	
所管課名		井川支所		
条例の概要		本条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項に基づき、静岡市井川財産区の事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、静岡市井川財産区特別会計を設置するものである。		
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市井川財産区の事業の円滑な運営と経理の適正を図るために、静岡市井川財産区特別会計を定めるものである。</li> <li>・地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特別会計を設置するときは条例による必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づき、事業を円滑に運営しており、歳入歳出が明確化されていることから有効である。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。 外部コスト：負担はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井川財産区特別会計を設置するものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特別会計を設置するものであり、引き続き静岡市井川財産区の事業の円滑な運営と経理の適正を図るために特別会計を設置する必要性に変わりはない。</li> <li>・改正すべき事項や追加すべき事項も見当たらない。</li> <li>・以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			

## 条例点検票

		作成年月日	令和7年7月23日	
条例番号	平成17年静岡市条例 第8号	条例名	静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	
制定年月日	平成17年4月1日	最終改正年月日		
所管課名	上下水道局経営管理部お客様サービス課			
条例の概要	本条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、都市計画下水道事業による受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第75条第1項の規定により、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができることが定められており、所有する土地に下水道が接続できるように工事が行われた者が負担金の賦課対象者となる。</li> <li>地方自治法第224条の規定に基づき、負担金の徴収に関しては条例による必要がある。</li> </ul>	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により賦課対象及び徴収方法を規定することで、負担金の適切な賦課徴収が確保されることから、有効に機能している。</li> </ul>	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部コスト：行政における事務は煩雑ではない。</li> <li>外部コスト：受益者に過大な負担は生じていない。</li> </ul>	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の同様の条例について、判例で適法性を否定された例は見当たらない。</li> <li>関連法令との整合も取れており、問題となる規定はない。</li> </ul>	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担金の賦課徴収について定めるものであるから、市民参画等の協働の仕組みを必要とする性質のものではない。</li> </ul>	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例は、国の示す標準条例に倣って制定していることから、他都市の条例の規定を踏まえても特に見直しの必要は認められない。</li> </ul>	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第75条及び地方自治法第224条の規定に基づいて、都市計画下水道事業による受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を定めるものであり、引き続き下水道の工事による受益者に対し賦課徴収を行う必要性に変わりはない。</li> <li>改正すべき事項や、追加すべき事項は見当たらない。</li> <li>以上のことから、現行どおりとする。</li> </ul>			